

使用者調査中

この工作物を使用し、船舶に係留している者は、令和5年6月30日（金）までに、下記まで連絡をしてください。

連絡がない場合は、使用者がないものとし、撤去を行います。

連絡先

井の口川水面利用検討会

0770-22-5463

（敦賀土木事務所管理用地課）

（表）

河川管理者の許可なく河川の土地（水面）に船舶に係留することは、河川法第 24 条違反です。また、係留杭などの工作物を設置することは、河川法第 26 条第 1 項違反です。

不法係留船や不法工作物は、洪水時や津波時に被害を拡大させるほか、河川利用者の事故につながり、地域の方々の命や生活に大きな危険を及ぼします。

船舶所有者は、速やかに適正な保管場所を確保し、移動をお願いいたします。

（裏）